

平成21年6月12日

## 第52回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

## 1. 塩酸ホルメタネート

## (1) 用途

殺虫/殺ダニ剤

## (2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、2008年3月25日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。2009年3月24日に開催された第30回総合評価第一部会において一日摂取許容量(ADI)が決定した。

## (3) 評価の概要

試験結果から、塩酸ホルメタネート投与による影響は、主にChE活性阻害に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた親動物及び児動物のChE活性阻害比較試験においてベンチマークドーズ法により得られた0.065 mg/kg体重であったので、これを根拠として安全係数100で除した0.00065 mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。

## 2. スピロメシフェン

## (1) 用途

殺虫剤

## (2) 審議の経緯

農薬取締法に基づくなす、もも等への適用拡大申請がなされており、2009年1月20日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。なお、本剤は一度、食品安全委員会において評価されている。

## (3) 評価の概要

試験結果から、スピロメシフェン投与による影響は、主に肝臓、甲状腺、副腎及び消化管に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2世代繁殖試験の2.2 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.022 mg/kg体重/日をADIと設定した。

## 3. ビフェントリン

## (1) 用途

殺虫剤

## (2) 審議の経緯

農薬取締法に基づくエンサイ及びすももへの適用拡大申請がなされており、2009年1月20日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。なお、

本剤は一度、食品安全委員会において評価されている。

(3) 評価の概要

試験結果から、ピフェントリン投与による影響は、主に振戦等の神経毒性であった。遅発性神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。また、発がん性については、ヒトに対して発がん性を有する可能性は極めて低いと考えられた。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の 1.0 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.01 mg/kg 体重/日を ADI と設定した。

以 上